

第七十一号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。
別表江戸川区立鹿骨東児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

土地所有者の相続人から返還の申出があつたため、江戸川区立鹿骨東児童遊園
を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。